

亀山市告示第62号

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業者の負担を軽減し、より多くの骨髄等の移植の実現及びドナー登録者数の増加を図ることを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）という。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が行う骨髄バンク事業におけるドナーで、骨髄等の提供を完了した日（骨髄採取又は末梢血幹細胞採取に伴う入院の最終日をいう。以下同じ。）において、市内に住所を有するもの（以下「提供者」という。）
- (2) 提供者が骨髄等の提供を完了した日において、当該提供者を雇用しており、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（ドナー休暇制度を導入している者を除く。以下「雇用事業者」という。）

2 1の提供者につき複数の雇用事業者があるときは、助成金は、提供者に指定された1の雇用事業者に対し交付するものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、提供者に対する交付にあつては2万円に、雇用事業者に対する交付にあつては1万円に、骨髄等の提供のための通院、入院等（骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日

数（以下「通院等の日数」という。）を乗じて得た額とする。

2 通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとする。ただし、1回の骨髄等の提供につき7日を限度とする。

- (1) 骨髄等の提供前の健康診断に係る通院
- (2) 骨髄等の採取の準備に係る通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 骨髄等の提供後の健康診断に係る通院
- (5) 前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院、面談等
(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする提供者は、亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（提供者用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合については、この限りでない。

- (1) バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする雇用事業者は、亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、雇用している提供者が骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合については、この限りでない。

- (1) 雇用している提供者が骨髄等の提供を完了した日における当該提供者との雇用関係が確認できる書類
- (2) バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類（提供者が前項の規定による交付申請をする場合を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び支払)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第13条の規定により助成金の額を確定し、亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定兼確定通知

書（様式第3号）により前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の額の確定をした日から、30日以内に、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を交付する。

3 市長は、第1項の審査の結果、その申請を適当と認めないときは、その理由等を書面により申請者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、前条の決定を取り消し、その者に助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて額の確定をしている助成金の交付及び助成金の返還については、この告示の失効にかかわらず、第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（提供者用）

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

(利用者との続柄)

(電話番号)

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、助成金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、交付決定がされた場合は、下記のとおり請
求します。

記

1 申請の内容

ふりがな			
氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	年 月 日
採取日時点の 住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。		
採取日	年 月 日		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (日分)		

2 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名			支店名	
口座種別 <small>※該当するものに○印</small>	1.普通 2.当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3 確認事項

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

氏名（自署） _____

4 添付書類

バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）

年 月 日

亀山市長 様

申請者 所在地
 事業所名
 代表者職・氏名 印
 電話

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、助成金の交付を受けた
 いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、交付決定がされた場合は、下記のとおり請
 求します。

記

1 申請の内容

ふりがな			
氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	年 月 日
採取日時点の 住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。		
採取日	年 月 日		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）		

2 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名		支店名	
口座種別 <small>※該当するものに○印</small>	1.普通 2.当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3 確認事項

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

氏名（自署） _____

当事業所には、ドナー休暇制度はありません。

事業所名

代表者職・氏名 _____ 印

4 添付書類（（2）については、提供者が交付申請する場合は不要です。）

（1）提供者との雇用関係が確認できる書類

（2）バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類

様式第3号（第6条関係）

亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定兼確定通知書

第 一 号
年 月 日

（申請者） 様

亀山市長

年 月 日付けで申請のありました亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり助成することを確定しましたので通知します。

記

対 象 者

助 成 額 円